

## 山川菊栄記念会 規約 2022年5月27日改訂

第1条 本会は、山川菊栄記念会という

第2条 本会は、故山川菊栄の志を生かし、女性解放のために寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前号の目的を達成するために以下の活動を行う。

山川菊栄の思想と行動を広く伝え、合わせて山川菊栄研究の発展に寄与する活動

第4条 本会を運営するため、世話人若干名をおき、そのうち会の運営のために事務局長1名、事務局次長（会計監査兼務）1名を互選する。

尚、新しい世話人については、世話人会の了承を得る。

第5条 本会の事業遂行に要する経費は、基金の運用財産をもって支弁する。

### 山川菊栄記念会設立趣意書

故山川菊栄先生は、周知のとおり、大正期すでに科学的立場に立った婦人解放論を展開され、婦人運動の理論的指導者として後進に強い影響を与えられました。

先生が遺された数多い著書や論文は、今後も多くの人々に読み継がれて、婦人解放のための道標になることと思われまます。

先生は、戦前の厳しい言論弾圧の中でも筆を曲げられず、無産階級と婦人の解放のため闘ってこられました。さらに戦後の民主改革期には、初代の労働省藤少年局長として、婦人の地位の向上をはかり、年少労働者を保護し、労働婦人の権利を確立するために力を尽くされました。

また、労働省を辞められたのちは、『婦人のこえ』を発刊されて、八年間この雑誌で自身の主張に健筆をふるわれるとともに、進歩的な婦人に発言の場を与えられました。同誌の廃刊後は、婦人問題の総合的研究団体として婦人問題懇話会を設立され、お亡くなりになるまでその代表者として後進の指導にあたられました。

このほど遺族から、故人の受けたあまたのご芳情に対する感謝の意をあらわす一端として資金を提供したいとの申し出がありましたので、関係者が相寄り、先生のお志を永く生かしたいものと協議いたしました。その結果、これを基金として山川菊栄記念婦人問題研究奨励金の贈呈を行うことにいたしました。

この奨励金は、婦人問題に関する研究を促進する一助として、婦人問題の研究・調査などに実績を示した個人またはグループに贈呈するもので、その運営のために山川菊栄記念会を設立することにいたしました。

婦人問題に関心を持たれる方々、ならびに諸団体各位の御協力をお願いいたします。

1981年11月

山川菊栄記念会

石井雪枝・菅谷直子・田中寿美子

※山川菊栄記念婦人問題研究奨励金の贈呈は2014年（第34回）をもって終了した。

### 世話人名簿 10名

浅倉むつ子 有賀夏紀 佐藤礼次 重藤都 鈴木裕子 竹中恵美子  
中村ひろ子 丹羽雅代 山口順子 山田敬子  
事務局長 山田 事務局次長 佐藤